

■ Tカード W 登録サービス利用規約

カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社
W 登録サービス参加企業：株式会社ユタカファーマシー
2020 年 4 月 1 日改訂版

第 1 条（定義）

1. 本規約は、カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下、「CCC」といいます）が T 会員向けに選定する各種サービスと、ポイントプログラム参加企業のうち第 2 条第 1 項に定める ID 紐付け登録の手続きが可能な企業（以下、「W 登録サービス参加企業」といいます）が自らの会員（以下、「独自会員」といいます）に提供する各種サービスを、T カード 1 枚でご利用いただくための手続き等について定めた規約です。
2. 「ID 紐付け会員」とは、CCC が割り当てる T カード番号と、W 登録サービス参加企業が割り当てる個人識別番号（以下、「独自会員 ID」といいます）を持ち、その上で本規約に同意の上、T カード番号と独自会員 ID とを紐付ける登録（以下、「ID 紐付け登録」といいます）を完了した個人をいいます。なお、1 つの T カード番号に、複数の独自会員サービスを紐付けることが可能ですが、1 つの独自会員サービスにおいて T カード番号に紐付けることができる独自会員 ID は 1 つとします。

第 2 条（各種手続き）

1. 「ID 紐付け登録」の手続き
 - (1) ID 紐付け登録のお申し込みは、W 登録サービス参加企業が指定する店舗、郵送による方法、又は W 登録サービス参加企業が指定する Web サイトで「お客様登録申込書」に必要事項を記入又は入力していただくことで可能です。なお、T 会員、独自会員ともに未登録の場合も、T 会員、独自会員のうちいずれかが未登録の場合も、上記「お客様登録申込書」に必要事項を記入していただければ、T 会員、独自会員の登録と ID 紐付け登録を同時に行うことができます。
 - (2) ID 紐付け登録を行った T カードを紛失・盗難された場合は、CCC が定める T 会員規約記載のとおりお申し出ください。
 - (3) ID 紐付け会員は、本条第 3 項第 2 号に定める「退会」の手続きをとる以外、ID 紐付け登録を自ら解除することはできません。
2. 「登録情報変更」の手続き

ID 紐付け会員の、氏名、郵便番号、住所、電話番号等の登録情報に変更が生じた場合、CCC が定める T 会員規約記載の手続きにより、T 会員の登録情報の変更ができます。

この手続きによって変更された情報は、CCC から会員自らが紐付け登録を行った W 登録サービス参加企業に提供され（本規約第 3 条第 1 項第 1 号）、独自会員の登録情報も変更されます。
3. 「一時停止」「退会」の手続き

(1)ID 紐付け会員が、T 会員の一時停止、退会を希望する場合は、CCC が定める T 会員規約記載の手続きが必要です。T 会員の退会手続きによって T カードが無効となったときは、会員自らが紐付け登録を行った独自会員の登録も失効します。

(2)ID 紐付け会員が、独自会員の一時停止、退会を希望する場合は、会員自らが紐付け登録を行った W 登録サービス参加企業が定める手続きが必要です。独自会員を退会しても、お持ちの T カードは有効ですので、そのまま継続して T 会員サービス及びその他の W 登録サービス参加企業が提供するサービスをご利用いただけます。

第 3 条（個人情報の取り扱い）

1. ID 紐付け登録が行われた場合、CCC と W 登録サービス参加企業とは、本項第 2 号記載の目的で、T 会員又は独自会員より本項第 1 号記載の情報項目を取得します。また、CCC、W 登録サービス参加企業のいずれか一方のみが本項第 1 号記載の情報項目を取得した場合、他方に対して、本項第 2 号記載の目的で提供する場合があります。ID 紐付け会員は、W 登録サービス参加企業が、本項第 1 号記載の情報項目を、CCC へ提供することにつき、同意します。

なお、CCC が本規約に基づいて取得したすべての情報項目は、CCC が定める T 会員規約記載のとおり取り扱います。

(1)情報項目

- ・ID（T カード番号、独自会員 ID）、氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、パスワード、W 登録サービス参加企業における利用履歴、その他会員情報管理に必要な情報、新たなサービスをご利用の際にご提供いただく一切の事項等。（本規約同意後に ID 紐付け会員から第 2 条第 2 項の手続きによって知り得た変更情報も含まれます）

(2)利用目的

- ・ID 紐付け会員の申し込み手続きおよび CCC と W 登録サービス参加企業間の ID 紐付け登録手続きの円滑化を図るため。
- ・ID 紐付け会員からのお問い合わせ、苦情等に対し適切に対応するため。
- ・ID 紐付け会員のライフスタイル分析のため。
- ・ID 紐付け会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、会員のライフスタイル分析をもとに、又は CCC および W 登録サービス参加企業が適切と判断した企業のさまざまな商品情報やサービス情報その他の営業案内又は情報提供のため。
- ・CCC が定める T 会員規約および W 登録サービス参加企業が定める規約に記載しているそれぞれの利用目的のため。
- ・その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため。

2. 提供方法

本条第 1 項第 1 号記載の情報項目は、書類の送付又は電子的もしくは電磁的な方法によって、CCC に提供します。

3. 管理方針

CCC 及び W 登録サービス参加企業は、本条第 1 項第 1 号記載の情報項目を、本規約及び各社の規約に基づき取り扱います。

第 4 条（失効）

1. T カードの失効

紛失、盗難、破損、有効期限切れ等の理由により、ID 紐付け会員が保有する T カードが無効となった場合、その情報が CCC から会員自らが紐付け登録を行った W 登録サービス参加企業に連携され、独自会員の登録も失効します。

2. 再登録

ID 紐付け会員が保有する T カードが無効となった場合、再度 T カード W 登録サービスをご利用いただくには、本規約第 2 条第 1 項第 1 号の手続きでお申し込みが必要となります。

第 5 条（サービスの終了）

CCC および W 登録サービス参加企業は、それぞれの事情により、ID 紐付け会員に事前の承諾を得ることなく ID 紐付け登録に関わるサービスを終了することがあります。

第 6 条（規約の改訂）

CCC 及び W 登録サービス参加企業は、一定の予告期間において各社ホームページにおいて変更後の本規約の内容を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、当該予告期間経過後は、変更後の本規約の内容が適用されるものとします。なお、最新の規約につきましては、T-SITE (<http://tsite.jp>) にアクセスしていただくか、T カードサポートセンターまでお問い合わせください。

第 7 条（その他の事項）

本規約に定めのない事項については、CCC が定める T 会員規約および株式会社 T ポイント・ジャパンが定めるポイントサービス利用規約又は W 登録サービス参加企業が定める規約により取り扱うものとします。

ユタカ会員との T カード W 登録サービスにおける特約

第 2 条第 1 項第 1 号は以下に記載のとおり変更します。

第 2 条第 1 項第 1 号

ID 紐付け登録サービスのお申し込みは、株式会社ユタカファーマシーが運営するドラッグユタカの店舗カウンターで、以下に記載の手続きにより可能です。

- ・T 会員、独自会員ともに未登録の場合：「お客様登録申込書」に必要事項を記入。
- ・独自会員に登録済みで T 会員に未登録の場合：「お客様登録申込書」に必要事項を記入。

- ・T 会員に登録済みで独自会員に未登録の場合：「登録申込同意書」に必要事項を記入。
- ・T 会員、独自会員どちらも登録済みの場合：「登録申込同意書」に必要事項を記入。

問い合わせ先

TカードとTポイントサービスについてのお客様お問い合わせ先

Tカードサポートセンター

電話番号 0570-029294

ユタカ会員およびドラッグユタカについてのお客様お問い合わせ先

ユタカファーマシーお客様相談窓口

電話番号 0120-803-330 受付時間：10:00～17:30（土・日・祝日、夏期冬期休暇及び年末年始の窓口休業日を除く）